

よくある質問

Q. 大規模盛土造成地マップを公表した目的は何か？

A. 大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただくことにより、県民の皆様の防災意識を高めていただくために作成しました。

Q. 大規模盛土造成地マップは滋賀県だけが独自に公表しているのか？

A. 国が定めた『国土強靱化アクションプラン2015』において、マップの公表がベンチマークとなっており、全国的に公表が進んでいます。

Q. 大規模盛土造成地を公表したということは、そこが危険ということか？

A. 大規模盛土造成地に入っているからといって、その宅地が危険であるということではありません。

Q. 大規模盛土造成地マップはいわゆるハザードマップなのか？

A. ハザードマップとは、自然現象（地震、洪水、津波など）に起因して危険が予想される区域を示した地図です。
大規模盛土造成地マップは、旧地形図と現地形図の標高値を比較してその差分（標高差）を盛土造成地とあらわしたもので、いわゆるハザードマップではありません。

Q. 大規模盛土造成地とはどのような造成地か？

A. 宅地を造成する場合、切土と盛土を合わせる手法が一般的であり、谷や沢を埋めたため、盛土内に水の侵入を受け易く、形状的に盛土の側面に谷部の斜面が存在することが多い谷埋め盛土、また、傾斜地盤上の高さの高い腹付け盛土などを盛土造成地といいます。

Q. 大規模盛土造成地に該当しない宅地盛土はあるのか？

A. 上記の谷埋め型、腹付け型に該当しない盛土は、大規模盛土造成地に該当しません。例えば、もともと平坦な耕作地に盛土を行った箇所では地震時に滑動崩落の可能性がありませんので、大規模盛土造成地に該当しません。また、マップには記載されていませんが、盛土の面積が3,000平方メートル以下の小規模な宅地盛土は多数存在します。

Q. 大規模盛土造成地での地震時の被害はどのようなものがあるか？

A. 盛土と地山との境界面等における盛土全体の地すべりの変動（以下「滑動崩落」という）を生ずる可能性があります。このような被害は、地下水位が高く、締固め度合いが低い盛土で起こりやすい傾向があります。なお、大規模盛土造成地に該当しない小規模な盛土でも被害を生じる恐れがあります。

Q. 大規模盛土造成地はすべて地震時に被害を生じる可能性があるか？

A. 兵庫県南部地震や新潟県中越地震、東北地方太平洋沖地震等での被害傾向の分析結果では、被害を生じなかった盛土の方が多いことが確認されております。したがって、すべての大規模盛土造成地が地震時に被害を生じるわけではありません。

Q. 大規模盛土部分は、どのように調査したのか？

A. 造成前の地形データとして、空中写真（昭和26～44年頃）に、最新地形データのデジタルマッピングデータ（平成16～22年度）を重ね合わせ、その標高差から大規模盛土造成地を抽出しました。

Q. 公表された大規模盛土造成地マップでは自分の敷地が入っているかよく判らない。詳細なマップはないのか？

A. お手数ですが、滋賀県住宅課に相談をしてください。

Q. 大規模盛土造成地に入っていると、土地を造成する時に、何か特別な手続きが必要になったり、特別な条件がついたりするのか？

A. 大規模盛土造成地に入っているからといって、特別な手続きが必要になったり、特別な条件が付いたりするわけではありません。
なお、建築物の建築に際しても、特別な規制はありません。

Q. 個人で何らかの対策を行うのに規制はかかるのか。

A. 特に規制はありません。積極的に防災・減災への取り組みを実施してください。
なお、「個々の宅地で行う耐震対策」のみを実施した場合は、仕様や対策場所によっては盛土全体の崩壊・変形による被害を軽減できることもありますが、地震時の被害を完全に防止できない可能性が高いことに留意する必要があります。